平成２３年（フ）第５０７号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目16番12号
リラハイツ10号
破産者　今　　慎二
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
秋田県山本郡三種町森岳字東囲95番地１
破産者　佐藤　宗吉
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第６７号
秋田県山本郡三種町森岳字東囲95番地１
破産者　佐藤　ユリ
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３９号
秋田県横手市横手町字三ノ口23番地１
破産者　髙橋　国雄
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３０８３号
愛知県半田市花園町６丁目22番地の13
フォーレント花園２Ｄ号
破産者　吉村　美緒
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８２号
大阪府岸和田市額原町1045番地エクセレート額原Ａ―105号
破産者　福井　眞弓
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番31―103号、前住所大阪府和泉市唐国町２丁目12番25号
破産者　前薗　　強
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
岩手県北上市上江釣子６地割91番地４
破産者　阿部恵美子
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１号
長野県上田市常磐城１丁目７番16号、開始決定時の住所長野県上田市常磐城１丁目２番21号
破産者　唐澤　宏雄
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７０７号
奈良市杏掛町26番地　中西文人方、申立時の住所奈良市法蓮町1921番地の134
破産者　辻口　博之
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
熊本市出仲間４丁目15番８号　メゾンキャッスルⅡ102号室
破産者　大津　雅和
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６１号
熊本市清水新地５丁目９番２―306号
破産者　松本　憲明
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２号
山口県萩市大字堀内155番地２
破産者　一宮　初子
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３９０号
大分市大字市616番地の55
破産者　石兼　久子
1　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年12月13日午後４時30分
平成23年11月４日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５７５号
札幌市南区澄川６条３丁目３番12―501号
破産者　野口　友賀
1　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
2　一般調査期日　平成24年１月24日午後１時45分
平成23年11月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―301号、前住所兵庫県宝塚市御殿山４丁目26番18号
破産者　箱田　安博
1　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午前10時30分
平成23年11月２日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０４２８号
大阪市此花区朝日１丁目３番33号
破産者　株式会社髙内建設
1　破産債権の届出期間　平成23年12月６日まで
2　一般調査期日　平成24年１月23日午後３時30分
平成23年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２号
金沢市芝原町52番地２
破産者　株式会社ロードクリーンサービス
1　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午後２時15分
平成23年10月31日　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６６号
愛知県一宮市北方町北方字下本郷二86番地１
破産者　坂井田孝雄
1　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午前10時
平成23年11月４日
名古屋地方裁判所一宮支部